

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第8条第3項に規定する合議制の機関及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項に規定する合議制の機関として、鶴岡市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 児童の福祉に関する事項
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 児童（法第4条第1項に規定する児童をいう。）の保護者（法第6条に規定する保護者をいう。）
- (2) 学識経験者
- (3) 児童の福祉に関する事業に従事する者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第5条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 審議会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務

を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要に応じ、委員又は議事に関係のある臨時委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年9月19日条例第44号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(新たに任命される鶴岡市児童福祉審議会の委員の任期の特例)
- 2 この条例の施行に伴い新たに任命される鶴岡市児童福祉審議会 (以下「審議会」という。)の委員の任期は、改正後の鶴岡市児童福祉審議会条例第4条の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に在任する審議会の委員の任期の満了する日までとする。